

総会

配布：一般

2014年12月11日

第69会期

議事日程議題 96 (ff)

2014年12月2日に総会により採択された決議

[第一委員会の報告書 (A/69/440) に基づく]

69/52. 核兵器の全面的廃絶に向けた統一行動

総会は、

核兵器のない平和で安全な世界を達成する目的で、全ての国が核兵器の全面的廃絶に向け更なる実際的および実行的な措置を講じる必要性を想起し、そしてこれに関連して統一行動をとる加盟国の決意を確認し、

軍縮過程における国家の取組の最終目標は、厳格且つ実効的な国際管理の下での全般的完全軍縮であることに留意し、

2013年12月5日の総会決議 68/51 を想起し、

核兵器のあらゆる使用の悲劇的な人道的結果に深い懸念を表明し、そしてあらゆる努力が核兵器の使用を避けるために行われるべきであることを確信する一方で、国際人道法を含む、適用可能な国際法を常に遵守する全ての国家の必要性を再確認し、

核兵器の使用から生ずる悲劇的な人道的結果は、全ての者により十分に理解されるべきことを認識し、またこれに関連して取組がこのような理解を増やすために為されるべきであることに留意

し、

国際の平和および安全の増大並びに核軍縮の促進は、相互に強化し合っていることを再確認し、

核軍縮における更なる促進は、特に、国際の平和および安全にとって欠くことのできない、核不拡散のための国際的な体制を強化することに貢献することもまた再確認し、

国際的な核不拡散体制の基礎および条約の三本柱、すなわち、核軍縮、核不拡散および核エネルギーの平和利用の追求のための欠くことのできない基礎としての核兵器の不拡散に関する条約¹の決定的な重要性を更に再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約の当事国の 1995 年再検討および延長会議の決定と決議²並びに核兵器の不拡散に関する条約の当事国の 2000 年³と 2010 年⁴再検討会議の最終文書の重要性を強調し、

2010 年 5 月 3 日から 28 日まで開催された、2010 年再検討会議が成果を上げたことを歓迎し、そして同検討会議で採択された行動計画⁵を完全に実施する必要性を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約の当事国の 2015 年再検討会議のための準備委員会の第三会期の議論と結果、2015 年が日本の広島と長崎の原爆の 70 周年の年となることに留意し、そしてまた同再検討会議が成果を上げることを成し遂げることの重要性に留意し、

2010 年 9 月 24 日に事務総長により招集された、軍縮会議の活動を再活性化させることおよび多数国間軍縮交渉を先に進めることに関するハイレベル会合並びに 2011 年 7 月 27 日から 29 日まで開催されたハイレベル会合に関するフォローアップのための総会本会議にもまた留意し、

¹ 国際連合、条約集、第 729 巻、No.10485。

² 核兵器の不拡散に関する条約の当事国の 1995 年再検討および延長会議、最終文書、第 I 部 (NPT/CONF.1995/32(part I) and Corr.2)、添付文書を参照。

³ 核兵器の不拡散に関する条約の当事国の 2000 年再検討会議、最終文書、第 I 巻－第 III 巻 (NPT/CONF.2000/28 (Parts I-IV))。

⁴ 核兵器の不拡散に関する条約の当事国の 2010 年再検討会議、最終文書、第 I 巻－第 III 巻 (NPT/CONF.2010/50 (Vols. I-III))。

⁵ 前掲書、第 I 巻、第 I 部。

戦略攻撃兵器の一層の削減および制限に向けた措置に関するロシア連邦とアメリカ合衆国との間の条約の 2011 年 2 月 5 日の発効およびその実施が継続して上手くいっていることを歓迎し、

更に透明性を高めまた相互の信頼を増加させる、フランス、大ブリテンおよび北アイルランド連合王国とアメリカ合衆国による核弾頭の全般的な貯蔵についての発表と最近の最新情報、並びにロシア連邦の核貯蔵兵器についての同国の最新情報もまた歓迎し、

拡散ネットワークを原因とするものを含む、大量破壊兵器、特に、核兵器の拡散により与えられる危険が増えていることについて深い懸念を表明し、

核軍縮、核不拡散および核エネルギーの平和利用についての加盟国の共有目標に沿った、核セキュリティの目標の重要性を認識し、一番新しいものは 2014 年 3 月 24 日と 25 日にハーグで開催された、核セキュリティ・サミットを歓迎し、そして 2016 年にアメリカ合衆国で開催されることになっている核セキュリティ・サミットに期待し、

朝鮮民主主義人民共和国により実施された核実験、弾道ミサイル技術を使用した同国の発射および同国の核および弾頭ミサイル計画の継続した開発を最も強い文言で非難し、六か国協議の 2005 年共同声明の実施および 2006 年 10 月 14 日の 1718 (2006)、2009 年 6 月 12 日の 1874 (2009)、2013 年 1 月 22 日の 2087 (2013) および 2013 年 3 月 7 日の 2094 (2013) の安全保障理事会諸決議の完全遵守の重要性を認識し、とりわけ朝鮮民主主義人民共和国が全ての核兵器と既存の核計画を遺棄し、直ちに全ての関連活動を止めそして更なるどんな核実験を実施しないというこれらの諸決議の要件に留意し、これに関連して同国のウラン濃縮とプルトニウム製造計画および軽水炉建設並びに 5 MW(e)黒鉛減速炉とウラン濃縮活動を含む、寧辺における核施設を再調整しそして再稼働するその取組について懸念を表明し、そして朝鮮民主主義共和国は、核兵器の不拡散に関する条約の下での核兵器保有国の地位を有することはできないのみならず、核兵器の保有はどんな状況の下でも受け入れられないことを強調し、

1. 核兵器の不拡散に関する条約¹の全ての条項の下での自らの義務を遵守している同条約の全ての当事国の重要性を再確認する。

2. 核兵器の不拡散に関する条約の再検討の実効的な過程の重要性を強調し、そして同条約の全ての当事国に対し、同条約の当事国の2015年再検討会議が、同条約体制を上手く強化した2010年再検討会議で採択された同条約の三つの柱の全てを扱っている行動計画⁵を促進できるように協働することを求める。

3. 核兵器の不拡散に関する条約の普遍性が極めて重要であることを再確認し、そして同条約の当事国でない国家に対し、迅速且つ無条件で非核兵器保有国として加入し、同条約への加入までの間、その条項を遵守し同条約を支援する実際的な措置をとることを求める。

4. 核兵器の不拡散に関する条約の全ての当事国がその第VI条の下で約束している、核軍縮を導く、核兵器保有国の核貯蔵兵器の全面的廃絶を成し遂げる核兵器保有国の明解な約束を再確認する。

5. 核兵器保有国に対し、一方的な、二国間の、地域のまた多数国間の措置を通したものを含んで、配置済みと配置前の、あらゆる型の核兵器を削減しまた究極的に廃絶する更なる取組を果たすことを求める。

6. 核軍縮および不拡散の過程に関連して不可逆性、検証可能性および透明性の原則を適用する重要性を強調する。

7. 核軍縮と核兵器のない世界の平和と安全を達成することは、開放性と協力を要求していることを認識し、一層の透明性と実効的な憲章を通した信頼を高めることの重要性を確認し、また国際的な安定、平和および衰えないまた増加した安全を促進する方法で、2000年再検討会議の最終文書に含まれた核軍縮を導く措置に関する具体的な進展を加速する2010年再検討会議で核兵器保有国により為された公約の重要性を強調する。

8. 透明性および信頼醸成措置としての、一番新しいものは2014年4月に北京で、次のものは2015年初めにロンドンで開催されることになっている、五核兵器保有国の会合の定期的な招集および核兵器保有国並びに核兵器の不拡散に関する条約の他の当事国による、2015年再検討会議

準備委員会の第三会期への報告書の提出を歓迎し、そして核兵器保有国と同条約の全ての他の当事国に対し、2010年再検討会議で採択された行動計画の実施に関するその報告を継続しまた更に向上させることを求める。

9. 戦略攻撃兵器の一層の削減および制限に向けた措置に関する条約のロシア連邦とアメリカ合衆国による現行の実施もまた歓迎し、そして両国に対し、その核貯蔵兵器の一層の削減を達成するためその後の措置について議論を続けることを奨励する。

10. まだそのようにしていない全ての国家に対し、早期の発効と普遍化を目的として、できるだけ早く包括的核実験禁止条約⁶に署名しまた批准することを促し、同条約が発効する迄の間、核兵器の実験的爆発または他の核爆発に関する既存のモラトリアムを維持することの重要性を強調し、そして同条約の遵守の保証を提供することに対する著しい貢献となる、同条約の検証体制の継続的開発の重要性を再確認する。

11. 核兵器のための核分裂性物質または他の核爆発装置の生産を禁止する条約に関する軍縮会議の交渉の直ぐの開始および1995年3月24日の文書CD/1299並びにそこに含まれた職務権限を基礎としたその早期の締結を求める総会の呼びかけをくり返し表明し、交渉がまだ始まっていないことに憂慮し、そして核兵器保有国および核兵器の不拡散に関する条約の当事国でない国家に対し、条約が発効するまでの間、核兵器に用いられる核分裂性物質または他の核爆発装置の生産に関するモラトリアムを宣言しそして維持することを求める。

12. 核兵器保有国に対し、これに関連して幾つかの核兵器保有国により既に講じられた措置を歓迎する一方で、国際的な安定と安全を促進する方法で核兵器の偶発的なまた承認されていない発射の危険を更に削減するための措置を講じることを求める。

13. 核兵器保有国に対し、全ての軍事的および安全保障上の概念、主義並びに政策において核兵器の役割と重要性をさらに小さくする目的で迅速に関与することをまた求める。

14. 核不拡散体制を強化できる核兵器保有国からの明解で法的な拘束力のある安全の保証を受

⁶ 決議 50/240 および A/50/1027 を参照。

け取る非核兵器保有国の合法的な利益を認識する。

15. 各核兵器保有国による一方的な声明に留意しつつ、1995年4月11日の安全保障理事会決議984(1995)を想起し、そして全ての核兵器保有国に対し、安全の保証に関するその既存の公約を十分に尊重することを求める。

16. 適当と認められる場合に、関係地域の国家間で自由に到達した取極に基づきまた軍縮委員会の1999年指針⁷に従って、更なる非核兵器地帯の設立を奨励し、消極的安全保障を含む関連する議定書を署名することや批准することにより、核兵器保有国がそのような地帯の地位に関して個々に法的な拘束力のある公約を果たし、そのような条約の当事国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを認識し、そしてこれに関連して、2014年5月6日の五核兵器保有国による中央アジア非核兵器地帯条約の議定書の署名を歓迎する。

17. 核兵器および全ての他の大量破壊兵器のない中東地帯の設立に対する総会の支持を再確認し、そして同地域の国家により自由に到達した取極に基づくその設立についての、中東の全ての国家が参加することになっている、ヘルシンキでの会議のできるだけ早期の招集が上手くいくことを求める。

18. 朝鮮民主主義人民共和国に対し、更なるどんな核実験も実施しないことまた2005年9月19日の六か国協議の共同声明の下でのその公約および関連する安全保障理事会諸決議の下でのその義務を完全に遵守することを促す。

19. 全ての国家に対し、核兵器とその運搬手段の拡散を予防しまた抑制するための自国の取組を倍加することまた核兵器を断固止めるために果たす義務を十分に尊重しまた遵守することを求める。

20. そのようにまだしていない全ての国家に対し、1997年5月15日に国際原子力機関の理事会により承認された保障の提供のための同機関と国家との間の協定に対するモデル追加議定書を可及的速やかに締結しそして執行を奨励している2010年再検討会議のその後の行動を強く再確認

⁷ 総会公式記録、第54会期、補遺 No.42(A/54/42) 参照。

する一方で、国際原子力機関の包括的保障協定をまだ採択や実施していない国家を含める、同協定の普遍化の重要性を強調する。

21. 全ての国家に対し、2004年4月28日の決議1540(2004)を含む、関連する安全保障理事会諸決議の十分な実施を求める。

22. 特に、核テロを防止するため全ての脆弱な核および放射性物質を安全にするためのあらゆる取組を奨励し、そして全ての国家に対し、援助を要請しまた提供する一方で、必要な場合には、能力構築の分野を含んで、核セキュリティを先に進めるため国際社会として協力的に活動することを求める。

23. 全ての国家に対し、核兵器のない世界を達成することを支援することにおける、軍縮および不拡散教育に関する国際連合研究についての事務総長報告書に含まれた勧告⁸を実施することを、またその目的のために国家が果たしてきた取組に関する情報を自発的に共有することを奨励する。

24. 核不拡散および核軍縮を促進することにおいて市民社会により果たされた建設的役割を称賛しまた更に奨励し、そして全ての国家に対し、市民社会と協力して、特に、核兵器の使用の悲劇的な結果についての市民意識を高めることに貢献しそして核軍縮と不拡散を促進する国際的な努力の気運を強化する、軍縮と不拡散教育を促進することを奨励する。

25. 「全般的完全軍縮」と表題の付いた議題、「核兵器の全面的廃絶に向けた統一行動」と表題の付いた副議題の下で、総会の第70会期の暫定議事日程議題に含めることもまた決定する。

第62回本会議

2014年12月2日

⁸ A/57/124.